

千葉市告示第735号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

令和2年9月8日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
アミカ稲毛介護センター 千葉県千葉市稲毛区 宮野木町2153-2	株式会社HCM 東京都港区東麻布一丁目28番13号 内藤 良明	令和2年9月30日	1210101893	居宅介護 重度訪問 介護